

農業者の皆様へ

宇土市観光農園開園支援事業のお知らせ

農業者が農業経営の安定及び収益の向上を図るとともに、市民等が農業に親しむ機会の拡大を図るため、本市において観光農園を開園する方に、観光農園の開園に係る経費に対する支援を行います。詳しくは下記問い合わせ先までご連絡ください。

【対象者】

補助対象者は、下記のいずれにも該当する者であって、宇土市内に住所（法人その他の団体にあっては、事務所の所在地）を有するものとする。

1. 新規観光農園開園者
2. 認定農業者又は認定新規就農者
3. 観光農園を年間10日以上営業する者

※観光農園：概ね1,000㎡以上のほ場で、観光客等の第三者に自ら生産した農産物の収穫等一部の農作業を体験させ、又はほ場を鑑賞させて料金を得る事業を観光農業として営む農園であって、駐車場、トイレを完備しているものをいう。

【補助対象経費】

観光農園の施設整備、普及宣伝等に要する経費
（例）駐車場の整備費用、看板やチラシの作成費用

【補助率】

補助対象経費の1/2以内、上限額：50万円

【申請書類等】

1. 事業計画書
2. 見積書、カタログ、設計図等 他

※申請書類は農林水産課窓口で配布します。

【採択方法・申請受付期間】

先着順・令和6年8月1日（木）～



まずはご相談ください！

【問い合わせ先（提出先）】

宇土市役所 農林水産課 農業振興係 TEL：0964-27-3325（直通）